



振り込め詐欺などの特殊詐欺は、さまざまな社会情勢を絡めながら日々変化し、その被害は後を絶ちません。また、消費生活に関するトラブルも多様化し、消費生活センターにもさまざまな相談が寄せられています。自分は大丈夫だと思っていませんか？被害にあった方の多くは、「自分が詐欺にあうわけがない」と思っていたといいます。誰もが被害にあう可能性があるのです。8月はお盆で実家に帰省する方も多くいらっしゃると思います。この機会に、振り込め詐欺や消費生活トラブルについて、ご家族で話してみませんか？

詐欺 ～消費生活相談事例から～

1 熊本地震に便乗した不審な訪問や電話 60代 女性

数日前、知り合いの家に、男性が2名訪問し、地震被災者への寄付金を求められたという。どのような団体か問いただしたが、はっきり説明しなかったため、信用できないと思い断ったところ帰ったという。



ポイント

詐欺の業者は世情に敏感で、世間で取りざたされている内容に便乗して詐欺を仕掛けてきます。警察署や税務署など行政の機関をかたる場合もありますので、名刺をもらい行政に確認をして対応するようにしてください。

2 還付金詐欺 65歳 女性

役場から「医療費を還付しますので、手続きをお願いします」と突然電話があった。期限があるので至急近くのコンビニのATMに行き手続きするようと言われた。現金を振り込むので、銀行の預金通帳と携帯電話を持っていくよう指示された。ATMの前に着いたら、今から教える電話番号に電話をするよう言われた。今、流行の現金を振り込みますという手口の詐欺ではないか。



ポイント

ATMに行き相手に電話すると、言葉巧みにATMを操作させ、本人が気づかぬうちに犯人の口座にお金を振り込ませる手口です。電話でお金のお話はすべて詐欺です。一人で判断せず家族や友人に相談しましょう。

注意！ 臨時福祉給付金をかたる詐欺も発生しています！

給付金支給を装った振り込め詐欺が多発しています。町内でも不審なメールが届いたという報告があります。国や町からメールを送ることはありません。また、電話でATMの操作をお願いすることはありません。ご注意ください。

「今日中に振り込んで！」は詐欺のサイン！振り込め詐欺にもご注意を！！

振り込め詐欺では近年、息子役、上司役、警察官役、弁護士役などさまざまな人物が電話口に登場したり、事前に録音した駅構内の音や病院の音などを流し、実際にその場にいるような状況で通話したりと、手口が非常に巧妙化、組織化し、ますます詐欺であることに気づきにくくなっています。

また、最近では流出した個人情報や卒業アルバムなどから個人を特定して電話をかけることもあり、この場合は最初から息子や孫の名前を名乗ったり、家族や勤め先の名前を知っていたりするため、本人からの電話であると信じてしまうこともあるようです。



ポイント

息子や孫などを名乗る電話がかかってきたら、本人に必ず確認の電話をしましょう。疑わしい電話がかかってきたら、ひとりで決断せずに家族に相談をすることで冷静になれることもあります。また、電話の相手が本人であることを確認するために**家族で合言葉を決めておくことも有効です。**



問い合わせ

総務課 安全安心係 ☎932 - 1111

消費生活トラブル ～消費生活相談事例から～

1 健康食品の定期購入 80代 女性

「関節の痛みによく効く食品があります。お話を聞いてもらえませんか」と自宅に電話があった。ちょうど膝の手術を受けた後で、気になっていたのを話してみることにした。

1本(1月分)500円と言うので、お試しのつもりで購入することにした。特に効果が感じられず、もう必要ないと思っていたところ、2回目の商品と、9,900円の振込用紙が送られてきた。初回のみ500円で、2回目からは定価である9,900円ということであった。そんな高いものはいらないと断ろうとしたが、3回までの定期購入契約をしているといわれた。



ポイント

この事例のほかにも、若い方々を中心に、「スマートフォンで、14日間500円とのホームページ広告を見て注文したら、2回目からは6,000円で4回の定期購読契約になっていた」などの同様の相談が多数寄せられています。**通信販売では、注文する前に業者の取引条件をしっかりと確認しましょう。**

2 損害保険を利用したりリフォーム工事を勧誘する訪問販売 50代 男性

「先日の地震で破損した屋根の損害給付申請を損害保険会社にすれば保険金を受け取ることができますよ。申請はすべてこちらがします。保険金が振り込まれたら、手数料をいただきますが、工事代金はすべて給付された保険金の範囲でできます」と説明された。雨漏りなどしているわけではなかったが、いつか修理をする時のためにと、軽い気持ちで応じてしまった。事業者が帰った後、渡された契約書を見てみると、成功報酬として保険金の50%と書いてあった。



ポイント

損害保険会社に虚偽の給付金申請をすることは犯罪です。訪問販売でこのような話を持ちかけられたときは応じないようにしましょう。

<消費生活に関する相談窓口>

かすや中南部広域消費生活センター(志免町地域安全安心センター2階)

【開設日】 月～金曜日
10時～15時30分(昼休み12時～13時) ☎936-1594
※祝日・年末年始除く。

宇美町消費生活相談窓口(役場総務課窓口前)

【開設日】 木曜日
10時～15時30分(昼休み12時～13時) ☎934-2258
※祝日・年末年始除く。